

ざるをうみ出ぬ、彼人はましらにかしづかれて、木のみをはみるければ、いたくもうゑやらすほらにかくろひて、露霜をさへぬれば、またこゝゆることもなかりき、○中略

荷田在滿

〔新編常陸國誌六十〕土産猿中略白猿○

文化中、久慈郡諸澤村ノ農家ノ婦、子ヲ産テ二歲、夏月コレヲ浴セシメントシテ、湯盤ニ沸湯ヲイレ、兒ヲ傍ニ置テ水ヲトリニ行タル間ニ、家ニ飼タル老猿アリシガ、是兒ヲ浴セシメントヤ思ヒケン、沸湯トモ辨ゼズシテ、兒ヲ以テコレニ投ジケレバ、是兒忽ニ死ス、猿其屍ヲ抱持シテ驚噪スル處へ、農婦水ヲ取來リ、大ニ驚キ猿ヲイタク打コラシタルニ、コノ猿涙ヲ流シテワブルサマアリ、明日厩ヲ見レバ、コノ猿頸ク、リ死テアリシト云、

猿藝

〔吾妻鏡三十六〕寛元三年四月廿一日乙酉、左馬頭入道正義自美作國領所稱將來之由、獻猿於御所、彼猿舞蹈如人倫、大殿頼經并將軍家頼嗣召覽于御前、爲希有事之旨、及御沙汰、教隆云、是匪直之事歟、

〔古今著聞集二十〕魚虫禽獸足利左馬入道義氏朝臣、美作國より猿をまうけたりけり、其猿えもいはすまひけり、入道將軍の見參に入たりければ、前能登守光村につゝみうたせられてまはせられけるに、誠に其興ありて、ふしぎなりけり、けんもんさの直垂小袴に、鞘卷まかせて、烏帽子をさせたりけり、始はのどかにまひて、末ざまにはせめふせければ、上下目を驚かして興じけり、舞はて、は必纏頭をこひけり、とらせぬ限りはいかにも出ざりければ、興ある事にてまはせては必纏頭をとらせけり、件の猿やがて光村あづかりて養けるを、馬屋の前につなぎたりけるに、いかゞしたりけん馬にせなかをくはれたりけり、其後舞事もせざりければ、念なき事かぎりなし、

〔牛馬問四〕柳生但馬守殿、猿を貳疋飼給ひ、常々打太刀にして、劔術し給ひしに、此猿ども至極業に